

活きたお金の使い方

生きているうちに払うか？ 死んでから払うか？

どんな相続でも、無事に乗り切るためには、それなりのコストがかかります。特に「100分の5」に該当し、相続税の支払いが生ずるような家族にとって、相続開始後にやらなければならないこと、例えば土地の測量や分筆、高低差のある傾斜地の整備、あるいは老朽化した建物の建て替えなどに伴う費用はかなり高額なものになります。

これをご自身が元気なうちに済ましてしまうことが、相続における「活きたお金の使い方」ということになります。

相続税の申告に当たっては、必ず土地の実測が要求されます。この測量をお元気なうちに実施しておけば、その測量代の支払い分だけ相続財産が減少するわけですから、当然、その分の相続税は安くなります。

これに対して、相続開始後に測量を行うと、その費用は相続税の対象となる相続財産の中から子供が支払うことになります。つまり、相続の前に測量した場合に比べ、その測量代に対する相続税の支払いが余計な負担になるということです。

相続財産の整備にかかるお金は、できる限りお元気なうちに支出して、相続財産を減少させることは、大変有効な相続対策と言えるでしょう。



測量代1000万円として、相続税率30%とすれば、300万円相続税が安くなる。

相続財産の整備は、お元気なうちに実施するのが鉄則！